



1年前に他界した父の別荘地を 今から相続放棄したい

東京リベルテ法律事務所 弁護士 鈴木 大輔

A子さんは、1年前に父を亡くし、預金などを相続しました。A子さんは一人っ子で、母は10年前に既に亡くなっています。

今般、不動産の管理会社を名乗るX社から、地方の別荘地の管理費の未払金5年分を支払ってほしいという郵便物が届きました。何のことかと調べてみると、A子さんの父は、バブルの頃に別荘地を購入したものの、建物を建てずに更地のまま所有していたらしいことが分かりました。そこでA子さんは、半信半疑でX社に電話してみました。

A子「お宅から手紙が来ました。管理費がなんとかと」 X社「あ~はいはい。お父上の別荘地の管理費の 未払金を支払って下さい」

A子「え~。私、そんな土地があったなんて、生前、 父から聞いたこともありません」

X社「でも、A子さんは御父上の唯一人の相続人です よね。別荘はA子さんの所有ですよ。だから 管理費を…」

A子「そもそも、私、そんな土地相続してません。 未払金とやらも知りません。ほら確か放棄… 相続放棄します!」

◆ 解説

相続の際、たまに別荘地や建物が遺産に含まれることがあります。別荘は、相続人が積極的に欲しいと思わず、かといって売却しようにもなかなか買い手が見つからず、重荷になってしまうことが多いようです。しかも、別荘の中には、業者が広い別荘地全体を管理していて、一戸ごとに年額○○万円の管理費がかかるものもあります。

A子さんのお気持ち(別荘も管理費も知らないわ) も無理からぬものがありますね。

ではA子さんは、別荘と管理費について相続放棄することが出来るのでしょうか。民法第915条 第1項には、こう書かれています。

第915条 第1項 相続人は、自己のために相続の 開始があったことを知った時から三箇月以内に、 相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄 をしなければならない。(以下略)

つまり、相続放棄というのは基本的には3か月以内 にしなければならないのです(ちなみに、口頭で宣言 したりしてもダメで、家庭裁判所で手続をする必要が あります)。

例外的に、親にめぼしい財産も借金も全くないと 信じていてそれが無理からぬようなケースでは、親の 死亡を知ってから3か月を過ぎていたとしても、相続 放棄が有効となることもあります。

しかし、A子さんのケースでは、父の死亡を知ってから1年経過しており、上記のような事情もなさそうですから、もう相続放棄は出来ないでしょう。

また、相続放棄は、相続を「単純承認」した後は、 もう出来なくなります。単純承認とは、要するに遺産 全部を無条件に相続することですが、遺産を相続して いなければ出来ないような行為をすると、この「単純 承認」をしたものとして扱われます。遺産の一部でも 受け取ることは、この典型例です。

A子さんの場合、亡父の預金を受け取っているのですから、既に単純承認したことになり、やはりもう相続放棄は出来ません。

ここでもう一つ、民法の条文を。

第920条 相続人は、単純承認をしたときは、無限 に被相続人の権利義務を承継する。

つまり、単純承認をすると、全ての財産も、また借金や未払金などの負債も、全て相続されることになります。

一部の良い財産(預金など)を相続しながら、一方で条件の悪い財産(後から判明した別荘地など)は放棄する、負債は相続しないなんで、ムシのよいやり方は出来ないわけですね。